

令和7年度

いじめ防止基本方針

習志野市立大久保東小学校

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

と定義される。

また、児童は

いじめを行ってはならない

こと、さらに、学校及び学校の教職員の責務として

保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する

ことが「いじめ防止対策推進法」に明確に示されている。

(2) いじめに対する本校の基本認識

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう以下の5点を重視しながら「いじめ防止基本方針」を策定する。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証しつつ、学校内だけでなく保護者及び各関係機関と連携して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめの防止を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会は次の機能を担うものとする。

① 構成員

【通常時】

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭

【緊急時】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、担任、音楽専科、特別支援コーディネーター、養護教諭、教育相談担当、学校運営協議会委員

② 活動内容

- (ア) いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、月1回の教育相談等）
- (イ) いじめ防止に関すること。
- (ウ) いじめ事案に対する対応に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。

③ 開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) 「集約担当」の役割

「組織」によるいじめの「認知」を機動的に行うため、「集約担当」を設ける。「集約担当」は、当該事案児童が在籍する学年の学年主任とする。児童のささいな変化に気付いたり、トラブルを見かけたりした教職員は、そのすべてを、日時、場所、関わっていた児童の氏名とともに「集約担当」に速やかに伝える。「集約担当」は、必要に応じて確認や聞き取りを行った後、管理職へ報告する。教頭は校長に報告し、いじめか否かを判断する。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した緊急時開催組織

緊急的ないじめの問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに管理職に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。

また、その際は、緊急いじめ防止対策委員会を開催する。さらに、事案が重大であり校長が必要と判断した場合は、PTA会長、副会長、学校運営協議会委員、中学校区スクールカウンセラー、民生委員児童委員等にも参加を求める。

3 いじめの未然防止のための取り組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳科、学級活動の時間を中心に、命の大切さについての指導を行う。また「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをするなど「傍観者」として、いじめに加担していることを知らせる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 生徒指導の4機能を重視した「わかる授業」によって、児童一人一人の自己有用感を高める。
 - ・一人一人が活躍できる授業、学習活動の推進
 - ・縦割り清掃、なかよし活動での異学年交流の充実
 - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- (3) 人とつながる喜びを味わう体験活動の重視
 - ・異校種や地域の方との交流、校外学習、宿泊学習等を活用した人間関係づくり
- (4) 児童会主催による、全校集会の実施
- (5) 学年の発達に合わせた方法で、自らいじめについて学ぶ。
 - ・役割演技
 - ・ロールプレイ
 - ・外部講師による講話

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 早期発見のための取組

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には、学年会やいじめ防止対策委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には随時、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 年3回（毎学期）の「いじめアンケート」から、児童の悩みや人間関係を随時把握し、結果を全職員で共有する。
- ⑤ 年2回行われる「教育相談アンケート」及び面談と「いじめアンケート」を連携して行うことで、いじめや不登校への早期発見を図る。

(2) 早期解決のための取組

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、集約担当の学年主任に報告後、校長以下全ての教員が対応を協議し、組織的に対応する。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。また、事実に基づき児童や保護者に説明責任を果たす。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導を行う。
- ④ 学校内だけでなくいじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭や学区のスクールカウンセラー等、各関係機関とも連携を取りながら、指導を行っていく。
- ⑥ 法を犯す行為に対しては、早期に教育委員会の指示を受け、警察署等とも連携を図りながら対処する。
- ⑦ 児童一人一人と月一回の教育相談を行い早期発見・解決に努める。
(実施日は、学年・学級で調整)

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、市総合教育センター等の相談窓口の利用も検討する。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間を改めて設定し状況を注視する。
 - ② 本人及び保護者へ面接で確認すること
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ①②を確認の上、解消とする。

5 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめに起因して30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、習志野市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する緊急生徒指導委員会を設置する。

- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 公表、点検、評価等について

(基本的な考え方)

- ・ いじめ問題を隠蔽しない。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が、機能しているか、定期的に点検、評価を行う。(措置)
- ・ 学校だより、ホームページ等で、自校の「いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・ 毎年度、いじめに関しての統計、分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ・ いじめの問題への取組を、学校評価などを活用して保護者、児童、教職員で評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

具体的には、いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

7 その他

(1) 職員研修及び保護者への周知・啓発について

- ・ この「いじめ防止基本方針」はホームページに掲載するとともに、その趣旨について学校だより等で周知する。
- ・ 特に、インターネットを通じて行われる「いじめ」は、その特性により高度の流通性、匿名性等を伴うことから、情報モラル教育の中でその危険性について児童の発達段階に応じて十分指導する。また、保護者との連携も不可欠であることから、学校から随時、情報を発信するとともに、研修会等を開催し、保護者に啓発する機会をもつようにする。
- ・ 教職員も「いじめ」に関する情報共有、研修会を随時開催し、アンテナを高く保つよう心がける。

(2) 「いじめアンケート」結果の共有、保管について

- ・ 「いじめアンケート」の中で、「いじめられたことがある」と回答した児童には全員、面談を行い、その記録を下記内容にて生徒指導主任に報告する。
- ・ 生徒指導主任は、その結果について集約し、「いじめ」の疑いもしくは発見した際には、速やかに管理職に報告すると共に、いじめ防止対策委員会の中で報告、対応を検討する。また、職員会議等で全職員に周知し、組織的に対応する。
- ・ 上記集計表、児童の回答用紙は10年間保管すると共に、年度末の学級引き継ぎ、さらには年度を超えての継続指導に役立てていくようにする。